

GO!GO!教育ファーム

～教育ファーム事例集～

電子版



はじめに

現在、世界中で8億人を越える人々が飢餓や栄養不足で苦しんでいる一方、我が国では、大量の食料を輸入している中で、食べ残し、食品の廃棄等を多く発生させており、世界に通じる“もったいない”という、物を大切にする精神が薄れてきてしまっています。また、生産者と消費者との物理的、精神的距離が離れてしまい、食は、動植物の命を受け継ぐということ、食生活は、生産者をはじめ多くの方々の苦勞や努力に支えられているということを実感しにくくなっています。

多くの方々に食についてもっと関心を持っていただくためには、食に対し理解を深めていただくことが大切です。作物を育てることを始めとした様々な作業を行い、毎日自分がなにげなく食べているものが、どのように作られているのかを実際に体験することは、食を理解する上でとても重要です。平成17年6月に制定された「食育基本法」でも、「農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有する」と謳っています。また、平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」では、農林漁業者やその関係団体は、学校関係者と連携をし、教育ファーム等様々な農林漁業体験の機会を積極的に提供するように努めることとされており、平成22年度までの数値目標の一つに「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」が位置づけられました。

本事例集「GO！GO！教育ファーム」は、「食育推進基本計画」に位置づけられた「教育ファーム」の取組を全国各地で実践していただけるよう、既に実践されている農林漁業体験活動の事例をまとめたものです。これらの中には、農林漁業体験のみならず、調理・加工体験を行ったり、地域の歴史や文化を学んだりといったことを、子どもから大人まで様々な世代の方々が参加し行っている取組が多く含まれています。これから、地域で「教育ファーム」の取組を始めよう、あるいは、既に取り組んでいるけれども、今後の方向をどうしようかと考えている方々の参考になればと思います。また、地方公共団体で食育を推進する上で、あるいは市町村食育推進計画の作成の際の、「教育ファーム」の位置づけについての参考にいただければと考えています。

今後、「教育ファーム」が各地でますます活発に取り組まれることによって、多くの方々が自然の恩恵や、食に関わる人々の様々な活動への理解を深め、健全な食生活を実践していけるようになることを期待しております。

目 次

はじめに

第1章

- 1. 教育ファームの推進について 1
- 2. 資料 4
 - (1) 食育基本法（平成17年法律第63号）抜粋
 - (2) 食育推進基本計画（平成18年3月食育推進会議決定）抜粋
 - (3) 「様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について」
（18消安第163号平成18年4月12日消費・安全局長通知）
- 3. 教育ファーム推進計画の策定について 9

第2章 教育ファーム事例紹介

モデル事例

1. 市町村による取組

- ・須坂市（信州すざか農業小学校豊丘校） 16
《長野県須坂市、米・野菜・その他》
- ・京都市（北部農業指導所・西部農業指導所・東部農業指導所） 21
《京都府京都市、米・野菜》
- ・小浜市 32
《福井県小浜市、米・野菜・その他》

2. 生産者・JAによる取組

- ・砥山農業クラブ 38
《北海道札幌市、野菜・果実・その他》
- ・ふるさと教育応援団「ふるさと先生」 44
《福岡県宗像市・福津市、米・野菜》

3. その他の取組主体による取組

- ・綿打農業小学校 52
《群馬県太田市、米・野菜・その他》
- ・やきつべの里フォーラム 55
《静岡県焼津市、米・野菜》

担当窓口 59

この他、様々な事例を以下のページで紹介しています。ぜひ、ごらんください。
<http://www.maff.go.jp/syokuiku/gogokyo/index.html>

第 1 章

第一章

1. 教育ファームの推進について

「教育ファーム」を推進する目的

食は命の源であり、私たちの生活に欠かせないものでありながら、最近はその重要性が軽視されがちになってしまいました。そのような中、平成17年に成立した食育基本法では、私たち一人一人が、「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、食育に取り組んでいくことの重要性が謳われています。食に関する関心を持ち、理解を深めていくためには、食が育まれる農林水産物の生産に関する体験活動を行うことが重要です。平成18年3月に決定された「食育推進基本計画」の中では、一連の農作業等の体験活動の機会を提供する「教育ファーム」の取組を行っている市町村の割合の増加が目標として掲げられました。

農林水産省は、関係府省との連携のもと、各地域における教育ファームの取組の促進を図ることとしております。

「教育ファーム」とは

「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、市町村、農林漁業者、学校などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。

ここでいう「一連の農作業等の体験」とは、体験者が、実際に農林水産物を営んでいる方の指導を受け、同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上期間行うことを指します。

一年を通して農作物の成長を感じ、時にはきつい作業を行った後の収穫の喜びは、何ものにも代えられないものとなるでしょう。お米でいえば、苗作り、田おこし、畦づくり、代かき、田植え、水管理、草取り、稲刈り・・・といった作業のうち、できるだけ多くの作業を行い、自然の力や生産の苦労や喜びを感じるため、教育ファームでは、同じ人が同じ作物について複数日に渡って一連の作業を行うこととしています。また、業として農林水産物を生産されている方々と触れ合うことも重要であるということから、「農林水産物を営んでいる方の指導を受ける」ことを条件としています。生産者の方々がどのような思いで、どのような作業をして、どのように作物を作られているのか、そういったことを伺いながら作業を行なうことで、食への理解をより深めることができるのです。

教育ファームの対象作物

教育ファームの対象作物として、米、野菜、果実、畜産物、魚介類、きのこなどが上げられます。情操教育の面から花きも推奨しています。

教育ファームの作業例

代表的な作物についての作業例は次のようになります。下に示した作業は、代表的なもののみで、実際に作物を育てていくためにはこれ以外にも多くの作業が必要です。この中から2つ以上の作業を、年間2日間以上行うことを、教育ファームでは「一連の農作業等の体験」を行ったとしています。

米

種まき、育苗、代かき、田植え、水管理、草とり、稲刈り

野菜

種まき、苗植え、草取り、間引き、収穫

果樹

受粉、花摘み、葉摘み、摘果、収穫、枝刈り（剪定）

酪農

子牛の哺乳、牛舎の掃除、給餌、ブラッシング、乳搾り

魚介類

釣り、網業、仕掛け漁、養殖、海草・貝採り

きのこ

しいたけのほだ木づくり、種ごま打ち、水かけ、しいたけ狩り

教育ファームの実施主体

教育ファームの実施主体は、市町村、農林漁業者、学校、その他農林漁業に関する団体やNPOなどの市民団体が考えられます。また、一つの実施主体のみでなく、多くの異なる分野の関係者が連携して教育ファームに取り組むことで、より充実した活動を行うことができると考えられます。

教育ファームを推進する上でのポイント

関係者の連携

教育ファームを、より多くの方にとって利用しやすく、地域に密着した取組にするためには、様々な分野の連携が必要となります。そのため、農林水産省としては、市町村、学校、農林漁業者、市民団体などの実施主体が連携して行う教育ファームの取組を推進することとしています。

各教育ファームにおける作業計画の策定

教育ファームの目的、実施内容（作物や年間スケジュール）を事前に示すことは、今まで教育ファームに参加したことの無い方が参加を判断する上で重要な情報になります。また、複数の関係者が連携し長期間にわたる取組を行うので、関係機関の役割などを示

すことが、連携強化や作業の効率化のために重要です。

実際に作業計画を作成するに当たっては、次の事項を基本事項として含むようにしてください。

目的、目標

実施内容（対象作物、体験内容、実施プログラム）

関係者の役割分担

また、P9の「教育ファーム推進計画の策定について」においても考え方等を示しておりますので、ご覧ください。

市町村等における教育ファーム推進計画の策定

より多くの人に教育ファームでの体験を通して、農や食に関する理解を深めてもらうために、地域全体で教育ファームに取り組むことが求められています。農林水産省では、地域における教育ファームの取組を促進するために、市町村等の関係者による教育ファーム推進計画の策定を推進しています。

教育ファーム推進計画には上記の基本事項、地域での関係者の連携のあり方、今後の推進目標についての記載があることが望ましいと考えています。また、必要に応じて毎年、見直しを行ってください。

なお、市町村における食育推進計画の中で、関係者が連携した教育ファームの取組を位置づけることで、より地域での食育の取組が充実したものになると考えられます。

また、P9の「教育ファーム推進計画の策定について」に詳細は記載しております。

教育ファームの取組は、現在各地で実施されていますが、他の分野の関係者との連携が十分行われていない取組も数多くあります。このように、現在は点である教育ファームの取組が、今後、線となり、面となり、日本中に広がることで、多くの人々が、自然への感謝の気持ちや、農や食への理解を深めることができるものと考えています。このため、農林水産省は、教育ファームの取組を今後一層推進していくこととしています。

2. 資料

(1) 食育基本法（平成十七年法律第六十三号）抜粋

第一章

(略)

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条

教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2. 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(2) 食育推進基本計画（抜粋）

第2 食育の推進の目標に関する事項

2. 食育の推進に当たっての目標値

(7) 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。このため、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加を目標とする。具体的には、平成17年度に42%となっている割合（市町村、学校、農林漁業者等様々な主体が取り組んでいる市町村）を踏まえ、市町村等の関係者によって計画が作成され様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合を平成22年度までに60%以上とすることを旨とする。

第3 食育の総合的な促進に関する事項

5. 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

(2) 取り組むべき施策

(農林漁業者等による食育推進)

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから農林漁業者やその関係団体は学校、保育等の教育関係者と連携し、酪農等の教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供しよう努める。

なお、これらの活動を支援するため、国や地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

(3) 様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について

18消安第163号

平成18年4月12日

関東農政局長 殿

消費・安全局長

様々な主体が連携した「教育ファーム」推進のための計画策定について

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要である。平成17年7月に施行された食育基本法第16条第1項に基づき、平成18年3月31日に作成された食育推進基本計画には「自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加」が目標として掲げられた。

このため、生産から消費に至る各段階における食育を推進する一環として、地域における教育ファーム推進計画の策定について別紙の通り定めたところである。つきましては、このことについて御了知の上、各地域における積極的な策定を促し、教育ファームの取組を推進するよう指導をお願いします。

なお、貴局管内の都道府県知事、地方農政事務所、関係団体等については、貴職より通知されたい。

教育ファーム推進計画の策定について

第1 趣旨

食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要です。平成17年7月に施行された食育基本法（平成17年法律第63号。以下「基本法」という。）第16条第1項に基づき、平成18年3月31日に作成された食育推進基本計画（以下「基本計画」という。）には「自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的とし、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合の増加」が目標として掲げられました。具体的には、教育ファームの取組を効果的に進める上で、市町村、学校、農林漁業者等様々な主体の連携が重要であることに鑑み、教育ファームを推進するための計画を策定の上、これらのうち2つ以上の主体が教育ファームの取組を進めている市町村の割合を、平成22年度までに60%以上とすることを目標としています。

このため農林水産省では、関係府省と連携して生産から消費に至る各段階における食育を推進する一環として、地域における教育ファーム推進計画の策定について以下の通り定め、各地域における教育ファームの取組の促進を図ることとします。

第2 教育ファームの定義

本通知で言う「教育ファーム」とは、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいいます。なお、一連の農作業等の体験とは、農林漁業者など実際に業を営んでいる者による指導を受けて、同一人物が同一作物について2つ以上の作業を年間2日間以上の期間を行うものとします。

対象作物としては、米、野菜、果実、畜産物、魚介類、きのこなどとなりますが、これらの作物と併せて、情操教育の観点より花きも推奨します。

第3 教育ファーム推進計画主体

教育ファーム推進計画の策定主体（以下「計画主体」という。）は市町村、農林漁業者等（農林漁業者のほか、農林漁業に関する団体、NPO等市民団体）とします。

第4 教育ファーム推進計画の内容

- 1 教育ファーム推進計画の策定に当たっては、市町村、学校、農林漁業者等の2つ以上の実施主体の役割を明記して下さい。
- 2 地域の実情に応じて、次に掲げる事項を含むようにして下さい。
 - (1) 目的／目標
 - (2) 実施内容（対象作物、体験内容、実施プログラム等）
 - (3) その他
- 3 計画主体は、教育ファーム推進計画の内容が地域の要望を踏まえたものとなるように十分留意して下さい。
- 4 教育ファーム推進に関する計画を既に策定している場合には、第4の1及び第4の2に示した内容を含んでいる場合のみ、その計画を教育ファーム推進計画と見なします。また、基本法に基づき作成される市町村食育推進計画において、同内容を含んでいる場合についても、教育ファーム推進計画を策定したと見なします。
- 5 計画主体は、教育ファーム推進計画を地域の実情等に応じて毎年見直しを行い、必要に応じて変更を行ってください。
- 6 都道府県は、教育ファーム推進計画を策定しようとする計画主体に対し、必要に応じて助言を行ってください。

第5 教育ファーム推進計画の範囲

計画の範囲は、市町村とします。市町村より広範囲の計画を策定した場合においては、市町村ごとの第4の1及び第4の2の内容を明らかにした場合のみ、その市町村での教育ファーム推進計画と見なします。

第6 教育ファーム推進計画の策定期限

平成22年度までに教育ファームの取組が実施できるよう作成されることが望まれます。

3. 教育ファーム推進計画の策定について

教育ファームを、多くの方々が参加できる地域に根ざした取組にしていくためには、多くの関係者による連携が不可欠です。このことから、「食育推進基本計画」において、「市町村等の関係者によって計画が作成され、様々な主体による教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」が目標に掲げられています。

現在、各地で行われている教育ファームの取組には、すばらしい事例がたくさんあります。しかし、ある小学校のある学年といった形で、単独の主体が実施しているものが多く、地域に面的に広がっていたり、地域住民の誰もが参加できる取組となっている例は、まだまだ少ないようです。

今後、地域に根ざした教育ファームの取組を推進していく上で、多くの関係者が連携した取組を展開していくためには、地域としての教育ファームの進むべき方向やその目標、それぞれの関係者の役割などを示した「教育ファーム推進計画」を作成することが効果的だと考えられます。現在でも、長野県須坂市（P16）や京都府京都市（P21）のように、行政と農林漁業者などが連携した地域ぐるみの取組や、福岡県宗像市・福津市の「ふるさと教育応援団「ふるさと先生」（P44）のように、JAが中心となって、地域の学校・保育所・幼稚園と農業者等からなる「ふるさと先生」の体験交流活動を支援している例もあります。

このような、地域に密着し、多くの方が参加できる教育ファームの取組を一層推進するためにも、市町村を始めとした関係者により、教育ファーム運営協議会（仮称）が設置され、地域でどのように教育ファームを展開していくのかを示す「教育ファーム推進計画」が策定されることが望まれます。この「教育ファーム推進計画」を作成する際の参考にしていただくために、市町村の「教育ファーム推進計画」の例（イメージ）を作成しました。この例を参考に、地域の実情に応じた「教育ファーム推進計画」の作成や、教育ファーム運営協議会（仮称）の設置を行い、教育ファームの取組を推進していただきたいと思います。本イメージは市町村を計画主体とした例を示したのですが、JAや公民館、市民団体といった他の主体が作成する場合でも、これを応用することが可能と思われるので、適宜、参考にしていただければと思います。

また、地域の面的な取組としての「教育ファーム推進計画」のほか、個々の実施主体ごとに、その活動の目標、年間を通した作物ごとの大まかな作業日程などを参加者に対して事前に示すことが望まれます。本事例集「GO!GO!教育ファーム」で取り上げた事例は、年間の作業の流れがわかるように「年間スケジュール（作業計画）」を記載していただいております。この中でも、北海道札幌市の「砥山農業クラブ」などの年間スケジュール（作業計画）は分かりやすく、体験活動の参加者にとっても参加しやすく、取組主体の活動もスムーズに行えるものとなっています。今後、それぞれの取組の中で年間スケジュール（作業計画）を立てられる際の参考にしていただければと思います。

町教育ファーム推進計画（イメージ）

年 月×日
町
（計画主体名）

私たちの生活の中で、食は生きていくために欠かせないものである。食について考えることは、それを育む環境に関わる問題や人々の健康・長寿に関わる問題、食品の安全性や消費者の信頼の確保に関わる問題等様々な事柄と関連する。

しかしながら、日常生活の中で、人々はこうした食の持つ多様な役割やその大切さ、食に対する感謝の気持ち等、多くの事柄について忘れがちであり、特に子どもたちの世代においては、食の基礎となるべき、農林水産物の生産体験や、生産の苦労、喜びを知らない子どもが増加し、

町においても、食べ残しの増加や朝食の欠食の増加等食生活の乱れの一因となっていることが考えられる。

こうした中、国においては、食育基本法（平成17年法律第63号）、食育推進基本計画（平成18年3月食育推進会議決定）において、食に関する関心や理解の増進を図るために農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要であるとし、自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、一連の農作業等の体験の機会を提供する教育ファームの設置について、数値目標を掲げて推進しているところである。

【ポイント】

本イメージ全体としては、一般論的な内容として示したところであるが、各市町村における個別事情を背景として記述することが望ましい。また、記述に当たっては子どもたちの食をめぐる環境についての客観的な調査を元に記述することが望ましい。

こうしたことを背景として、町においては、町民一人一人が今一度、自らの食を見直すとともに、農林水産物の生産体験を通して、自然の恩恵や食の大切さを学ぶための取組を推進することとし、農林漁業に関する体験ができる場、機会を広く町民に提供するため、町教育ファーム推進計画を定めるものとする。

1 目的

一年を通じた農林漁業の体験を通じて、農林水産物の生産の苦労や喜びを学ぶことにより、子どもを始めとする町民一人一人が農林漁業に関する関心や理解を深めることが期待される。

また、子どもの頃から、自然の下で農林水産物の成長に携わることで自然の恩恵を感じ、調理体験等もあわせて行うことにより、食の知識のみならず、食に対する感謝の気持ちの醸成等を育むことが期待される。

さらに、農林漁業体験を通じた、生産者を始めとした地域の方々との交流により、郷土料理等の伝統文化の継承や、職業感の醸成、地域の活性化に繋がることも期待される。

【ポイント】

体験学習は、農業（特に稲作）のみを対象とすることが多いが、地域の実情にあわせて、農林水産業全般に係る多様な体験とすることが重要であり、イベント的な実施ではなく、一連の作業全般に係る体験であることが望ましい。

2 現状及び目標

(1) 現状

町では、現在、小学校 年生が地域の農業者の 氏の支援により、長年にわたり、稲作体験を行っている取組がある他、各幼稚園・保育園では、園庭のプランターでの野菜などの栽培活動があるのみである。

(2) 目標

小中学校・幼稚園・保育所を対象とした取組

平成19年度 町にある全小学校の半数の小学校 年生が教育ファームに取り組み始めるようにするとともに、幼稚園・保育所についても、半数の園で教育ファームの取組を開始する。

平成20年度 全小学校の2/3の小学校 年生の取組とし、幼稚園・保育所についても、2/3の園に拡大する。

平成21年度 全小学校 年生の取組とし、幼稚園・保育園についても、すべての園に拡大する。

平成22年度 全小学校 年生、全幼稚園・保育園での実施を継続する。平成23年度以降については、中学校や小学校の他の学年にも取組を拡大するべく、検討を行うこととする。

町民全体を対象とした取組

平成19年度 月1回土日を活用した教育ファームの取組をJA と町が連携して1ヶ所で開始することとする（1ヶ所当たりの市民参加数は30名程度）。

平成20年度 JAと連携した教育ファーム数を2ヶ所とする。

平成21年度 JAと連携した教育ファーム数を3ヶ所とする。

平成22年度 JAと連携した教育ファーム数を5ヶ所とする。

3 実施内容

町教育ファーム推進協議会の設置

町農林水産関係部局、教育委員会、福祉関係部局、農業委員会、生産者団体、学校関係者、自治会代表者等で組織する 町教育ファーム推進協議会（以下「協議会」という。）を設置することとする。なお、事務局は町農林水産課に置くこととする。

【ポイント】

協議会は、別途、設置要領で設置し、当該協議会で教育ファーム推進計画を策定することが望ましい。（食育に関する既存の組織の活用も可能とする。）

（１）教育ファーム及び「たいけん先生」の認定・登録

町は、農林漁業体験の場等の提供者及び農林漁業体験の実施者を「たいけん先生」と称して、これを公募し、適切と認められる場所、人材等について教育ファームとしての認定、「たいけん先生」の認定を行う。

（２）教育ファームでの農林漁業体験参加者の募集

町は、登録された教育ファーム及び「たいけん先生」や体験内容等に関する情報について、広範に開示するとともに、農林漁業体験参加者の募集、広報活動、「たいけん先生」の派遣、関係者間の連絡調整等を行うものとする。

また、必要に応じて、生産者団体や農業委員会等に情報の収集・提供について協力を求めることとする。

（３）農林漁業体験の内容

地域の実情に応じて、一貫した農林漁業体験ができるよう配慮するものとし、可能な限り、調理体験や販売体験等の生産に係る体験以外の体験も組み合わせて実施することとする。

なお、必要に応じて、JA女性部・青壮年部、食生活改善推進員、食育推進ボランティア、農産物直売所等との連携を図り、円滑な実施に努めることとする。

また、幼稚園、保育所、小・中学校等（以下、「学校等」という。）の幼児・児童・生徒を対象とした教育ファームの取組が重要であることから、町農林水産部局、社会福祉関係部局、教育委員会等と連携し、各学校等の教育ファームにおける農林漁業体験の取組を推進する。

学校等が参加する教育ファームでの農林漁業体験の取組は、可能な限り学校等に隣接した圃場での実施、協力が得られる幼児・児童・生徒の保護者等の所有する圃場を利用すること等に配慮することとする。

実施に当たっては、一年に2回程度、関係者の意見交換の場を設けることとする。

各教育ファーム実施主体である農林漁業者やJA等は、参加者や学校等の紹介希望に対応するための情報として、それぞれの目的、体験の対象とする農林水産物、おおよその年間スケジュール、受け入れ可能人数、特色、参加費などについて、事前に町に提出することとする。

ア 対象作物

町で生産されている全ての農林水産物を対象とする。中でも、町の特産物である、や、生産量日本第5位に入る××など、町の特色を活かしたものが望ましい。体験内容については、年間を通して同一の参加者が2作業以上、2日以上体験を行うこと

を最低限の条件とする。(農作業の場合の例：播種と収穫、田植えと稲刈りといった2作業に加え、生産の苦勞を味わうことが望ましいことから、水管理や除草などの管理作業も行い、年間5日以上、5作業以上体験することが望ましい。)

イ 実施プログラム

各教育ファームとも、作業開始前に、年間を通した目的とスケジュールを確認する。その後はスケジュールに従って体験作業を行い全体の圃場管理は農林漁業者が行うが、可能な限り参加者が日常的な圃場管理等にも関与するよう努めることとする。

収穫後は、可能であれば、収穫祭を行い、関係者の参加の下、収穫した作物を利用した調理などを行うことが望ましい。また、全ての作業が終了した段階で、関係者の参加の下、閉校式を行い一年を振り返ることとする。さらに、参加者の意識や食生活の変化等についても、可能な限りアンケート等を行い、取組の成果をとりまとめ、公表することとする。

ウ 町内各地区での具体的取組内容(19年度)(例)

学校等を対象とした教育ファームの取組

(ア) 地区(A小学校、B保育所等) 水田地帯

対象となる農林水産物：水稲

作業内容 4月：スクーリング、育苗

5月：田植え

6月：管理作業(2回)

9月：稲刈り

10月：精米

11月：収穫祭(かまどで炊飯、調理教室)

(イ) 地区(C小学校、D幼稚園) 中山間地帯

作業内容 4月：スクーリング、春の山菜採り

5月：・・・

(ウ) 地区(E小学校、F保育所) 沿岸部

作業内容 4月：・・・

一般を対象とした教育ファームでの取組

・AA地区

対象となる農林水産物：水稲、野菜

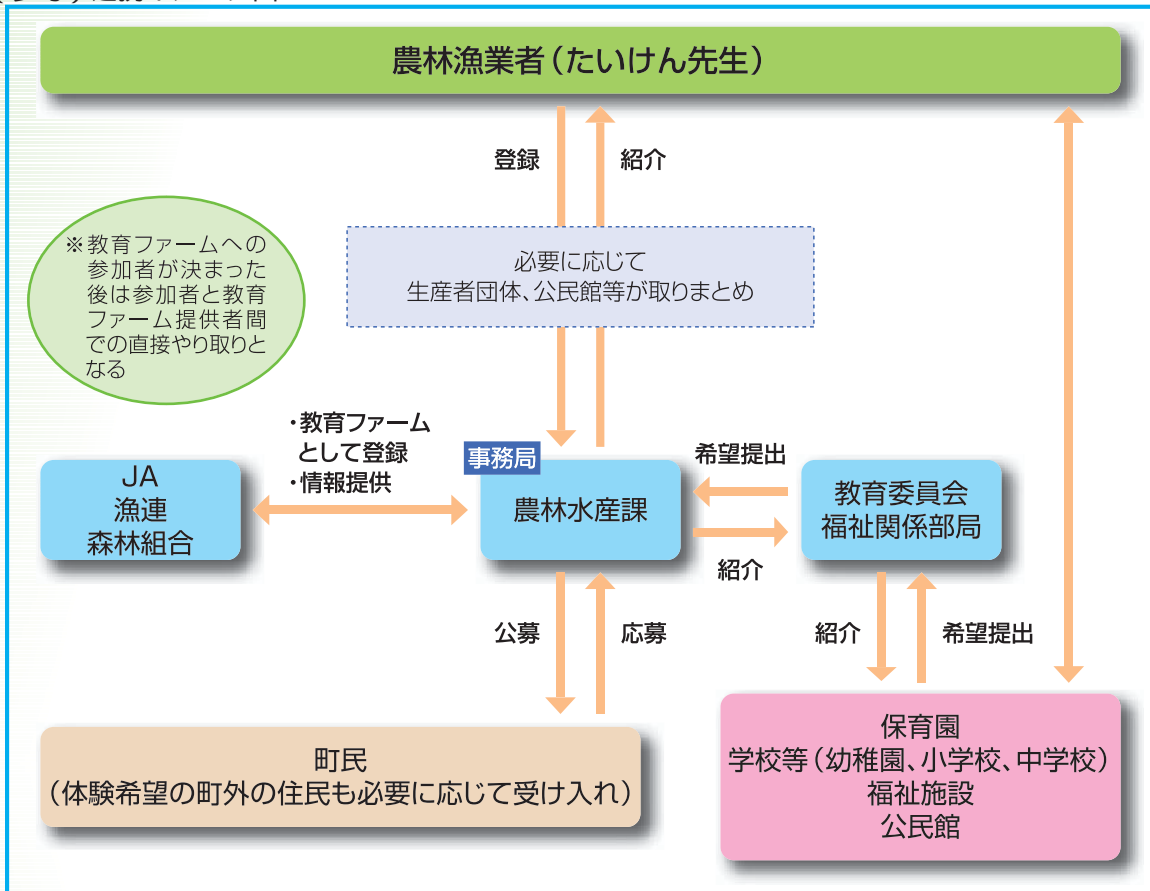
作業内容 4月：スクーリング、育苗、

5月：・・・

【ポイント】

本イメージは市町村を計画主体とした例を示したが、JAや公民館、市民団体といった他の主体が教育ファーム推進計画を作成する場合でも、ほぼ類似の内容になると考えられる。したがって、市町村以外の主体が教育ファーム推進計画を作成する際にも、上記イメージを参考にしていきたい。

(参考) 連携イメージ図



教育ファーム事例紹介

本冊子では、地方農政局、地方農政事務所を通じて地域での教育ファームの取組事例を収集しました。その中から、今回は、関係者間の連携がとれ、地域全体での取組となっており、内容が充実し、市町村、生産者及びJA、その他の取組主体といった取組主体ごとの展開例として参考になるものを、モデル事例として紹介いたします。

モデル事例

1. 市町村による取組

- ・ 須坂市（長野県須坂市）
- ・ 京都市（京都府京都市）
- ・ 小浜市（福井県小浜市）



須坂市の事例は、教育委員会が主体となって市内の全学校に参加募集をかけるなど、市内の小学生が誰でも教育ファームに参加できる環境づくりが行われています。また、指導者の募集を市の広報誌や老人会等への呼びかけによって行うなど、教育委員会を中心として市をあげた取組が行われています。また、ボランティアである指導者（農家先生）と教育委員会によって“職員会”を実施し、企画及び運営全般を決定するなど、関係者間の連携もスムーズに行われています。

京都市では、市内3箇所にある農業指導所においてそれぞれの地域ごとに農業者グループ、JA、学校と連携し、まさに面的に教育ファームの取組が行われています。また、地域の特色ある農産物（伝統野菜等）を生産し、伝統行事にも参加するなど、地域に根ざした取組が行われています。

小浜市では、代表として松永小学校の事例を紹介していますが、市内の多数の小学校で松永小学校のような、学校と老人会、JA、公民館、地元の農業者など地域全体が一体となった教育ファームの取組が行われ、市をあげた取組みとなっています。子どもたちは、6年間通して行う農業体験学習や、農業者の方や地域の先輩方から得る様々な情報などにより、農業の苦労、喜び、先人の知恵などを学んでいます。

1. 取組主体

名称：須坂市（信州すざか農業小学校豊丘校）

担当窓口：担当課須坂市教育委員会 子ども課

住所：長野県須坂市大字須坂1528番地の1

電話：026-248-9026（直通）・FAX：026-248-8825

E-mail：kodomom@city.suzaka.nagano.jp

団体等の種類：市町村

活動内容を紹介するHP、情報誌等の有無：有・無

HPアドレス：<http://www.city.suzaka.nagano.jp/shougai/gakusyuka/nousyo/>

連携している団体等の有無：有・無

（有の場合）連携している団体の属性（複数回答可、主な団体等のみ）

市町村、学校、農林漁業者、JA、その他（ ）

2. 地域の特徴

農業小学校のある豊丘地区は、須坂市の東部に位置し、東は上信国境の山々にくぎられ、北側山寄りの川に沿ってほぼ東西に集落が連なる農村地域である。

水稻・野菜・酪農などの小規模農家が多いことが特徴である。また、高齢化や後継者不足による遊休荒廃農地の解消が課題となっている。

3. 取組開始時期・経緯

学校完全週5日制対応事業として、地域・家庭・学校との連携を図りながら、子ども達が生きる力を身につけるための場として、「農業小学校」の設置を計画し、平成16年度に農業小学校開設協力会議を開催した。

平成17年度開校に向け、先進地（岐阜県国府町）の視察、企画・立案及び農地確保等の準備を進め、平成17年4月16日、信州すざか農業小学校豊丘校の開校・入学式を迎えるに至った。



4. 目的（目標）

子どもたちが農業の厳しさ、楽しさを体験し、たくましい精神力・創造力などを身につけ、世代間交流を通し、食べ物への感謝の気持ちを育み食育につなげる。

5. 対象作物・参加者・経費

対象作物

①米、②野菜、果実、畜産物、魚介類、きのこ、③その他

具体的な作物名・種類（米・小麦・そば・じゃがいも・とうもろこし・さつまいも・ねぎ・大根・ほか）

参加者

市内小学1～6年生（H17年度55名、H18年度54名）及びその保護者

経費

年間予算として1,630千円、うち授業料として子ども1人3,000円の個人負担あり。
（須崎市教育委員会で（財）伝統文化活性化国民協会の伝統文化こども教室事業及び長野県の信州ルネッサンス革命推進事業を活用し運営している。）

信州ルネッサンス革命推進事業は、「コモンズ支援金」とも呼ばれ、地域に軸足を置いた施策や協働して行う創意工夫ある取組みなど、提言の理念に基づき市町村や公共的団体等が行う事業に対して、必要な経費を支援するもの。

6. 具体的な取組内容

概要（関係者の連携方法・地域との関わり等含む）

- （1）市教育委員会が指導者（農家先生）を確保するため、市の広報紙による全市的な募集を行うとともに、市内でも活動が活発である豊丘地区の「地域づくり推進委員会」、「老人会」等各種団体への呼びかけや、隣組回覧による農業小学校への協力依頼を行い、応募があったボランティアの25名に農家先生を委嘱した。
- （2）農家先生と教育委員会で組織した「農業小学校豊丘校職員会」を設置し、農業小学校の企画及び運営全般に携わっていくために、栽培作物の種類、授業内容の策定、必要物品調達等について随時職員会を開催している。
- （3）参加児童の募集方法（公募）は、教育委員会において年1回（3月）、市の広報紙に掲載するとともに、市内全小学校に募集チラシを配布し、広く市内全域から募集している。

17年度

- （1）年間を通して月2回、土曜日の午前中、農作業（田植え・稲刈り・脱穀・野菜植付け・草取り・収穫）を体験。
- （2）農作業以外には五味池破風高原・離山への遠足、収穫後のおやきづくり、焼きいも大会、もちつき大会、そば打ち、伝統行事の御射山祭、凧づくりといった地域の自然や伝統文化、伝統食に触れることのできる授業も取り入れた。



年間カレンダー

別紙参照

18年度

- (1) 年間を通して月2回、土曜日の午前中、農作業（田植え・稲刈り・脱穀・野菜植付け・草取り・収穫）を体験。
- (2) 農作業以外には五味池破風高原・離山への遠足、収穫後のおやきづくり、焼きいも大会、もちつき大会、そば打ち、伝統行事の御射山祭、竹細工といった地域の自然や伝統文化、伝統食に触れることのできる授業も取り入れている。



年間カレンダー

別紙参照

7. これまでの成果

- (1) 普段の学校や家庭で体験できない貴重な体験を農作業などを通して体験できた。
- (2) 農業や食物の大切さを身をもって学ぶことができた。
- (3) 地域の自然や伝統文化、伝統食に触れることができた。
- (4) 農家先生をはじめとする、地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流により、仲間づくり、世代間交流、地域連帯感を養うことができた。
- (5) 予定された授業も順調に進み、作付けした作物も予想以上の収穫を得ることができた。
- (6) 参加した保護者からも好評を得られた。

8. 今後の構想、課題

総合的な子どもの成長支援の場として、今後も事業を継続したいと考えるが、授業以外の日も、農地や作物の管理をしたり、授業に備えて用意をしたりと、全てが初めての取組みで試行錯誤の連続であり、農家先生には大きな負担となってしまったという反省点が、今後の課題として見えてきた。

9. その他

- ・ 信濃毎日新聞（地方紙）の地域欄に連載。ほかに毎日新聞・農業共済新聞・日本教育新聞などにも掲載。
- ・ 取組みの写真等については、須坂市ホームページ等でも数多く紹介されている。

(別紙)

平成17年度 信州すざか農業小学校年間授業内容

月 日	授 業 詳 細
4月16日(土)	・入学式 ・オリエンテーション ◎入学式後、みんなで畑を見に行きました
4月23日(土)	・ジャガイモ、モロコシなどの植付け ◎ジャガイモの種芋20キロ、モロコシの種をまきました
5月14日(土)	・ネギなどの植付け ・ジャガイモなどの草取り ◎ネギの植付けや草取りとさつまいもを作る畑の草取りをしました
5月28日(土)	・田植え ◎コガネモチ(もち米)の苗を植えました なかなかはかどらず大変でした
6月11日(土)	・サツマイモの植付け ・畑の手入れ ◎サツマイモ(紅あずま)の苗368本植えました
7月2日(土)	・夏の遠足(五味池探索) ◎前日までの雨も上がり、牛の放牧している所まで行きました
7月23日(土)	・ジャガイモの収穫 ・ネギ畑の草取り ◎ジャガイモの収穫は、なんと700キロ近くに！それぞれ持ち帰り、残りは各保育園にも配りました その日のおやつに食べました
8月6日(土)	・そばの種まき ・トウモロコシの収穫 ◎モロコシの収穫 1人10本以上持ち帰っても残るほどに 取れたてのモロコシでおやつ(おいしかった!) そば(3キロ)の種まきでした
8月27日(土)	・おやきづくり・大根の種まき ・御射山祭の伝統行事(小豆飯をカヤの箸で食べる。)を学ぶ ◎御射山祭についての話をいただいたあと自分で作った「カヤの箸」で「おやき」と小豆飯・トン汁を食べました
9月10日(土)	・秋の野菜(白菜や野沢菜など)の種まき ・田んぼの網はずし ◎野沢菜の種まき・5センチほどに成長した白菜の定植と草取りをしました
9月24日(土)	・稲刈り ◎しばらく前に倒れてしまった稲の刈り取りとはげ掛けをしました 小雨が降って大変でした
10月8日(土)	・稲の脱穀 ・そばの刈り取り ◎脱穀も昔ながらのやり方も経験しました(約500キロ) そばかり作業の途中から雨で早め解散でした
10月22日(土)	・サツマイモ、だいこんの収穫 ・そばの脱穀 ◎刈り取って干しておいたそばを長いぼうではたいて実をはずしました だいこん・サツマイモ(約300キロ)の収穫 おやつで試食しました
11月5日(土)	・小麦の種まき ・秋の遠足(豊丘離山等) ◎来年の夏の収穫にむけて小麦の種まきをしました 豊丘の離山にちょこっと遠足でした
11月19日(土)	・焼いも大会 ・だいこんの収穫・ひんのべ交流会 ◎焼いもは、なかなか焼けず時間がかかりました だいこんはすごく成長していて大量!でした ひんのべは温かくておいしかったね
12月3日(土)	・そば打ち体験 ◎むずかしかったけど楽しかったそば打ち体験 試食は、ペロリとたいらげていました
12月17日(土)	・もちつき大会 ◎もちをつくのは、初めての人もいました 丸めるのは、楽しくてみんなでお手伝い1人4コ食べました
1月14日(土)	・凧づくり ◎竹から「ひご」を作るのが大変でした 時間がかかってしまい、出来た人から解散でした
2月18日(土)	・卒業式 ◎一年間楽しく出来ましたか? ～ありがとうございました～

(別紙)

平成 18 年度

信州すざか農業小学校豊丘校 年間授業計画

月 日	授 業 内 容	内 容
4 月 15 日(土)	農業小学校で友だちをいっぱいつくろう ～これから1年よろしくね～	・入学式 ・オリエンテーション
5 月 13 日(土)	野菜を植えて育てよう!	・ジャガイモ、トウモロコシ、ネギなどの植付け
5 月 27 日(土)	ドロンコになって田植えをしよう!	・田植え
6 月 10 日(土)	サツマイモは苗を植えてから 根が出るんだ!	・サツマイモ苗の植付け ・畑の手入れ
7 月 1 日(土)	れんげつつじの五味池で、わらび狩りと 焼肉パーティーをしよう	・夏の遠足(五味池探索)
7 月 22 日(土)	こんなにたくさん取れたよ。 ～ジャガイモ蒸かして食べてみよう～	・ジャガイモの収穫 ・ネギ畑の草取り ・麦の刈り取り
8 月 5 日(土)	そばの実ってこんな形をしていたの?	・そばの種まき ・トウモロコシの収穫
8 月 26 日(土)	おやき作りは楽しいよ! 伝統行事を学ぼう!	・おやきづくり ・大根の種まき ・御射山祭の伝統行事(小豆飯を カヤの箸で食べる。)を学ぶ
9 月 9 日(土)	こんなに小さい種なの?	・秋の野菜(白菜や野沢菜など) の種まき
9 月 23 日(土)	稲の穂が実ったかな?	・稲刈り
10 月 7 日(土)	こんなにお米が取れたよ! 米もそばもでき具合はどうかかな?	・稲の脱穀 ・そばの刈り取り
10 月 21 日(土)	収穫はたのしいな これがそばになるんだネ	・サツマイモ、だいこんの収穫 ・そばの脱穀
11 月 4 日(土)	豊丘の地域を散策しよう 小麦はいつ収穫できるの?	・秋の遠足(豊丘離山等) ・小麦の種まき
11 月 18 日(土)	おいしい焼いもと 「ひんのべ」で収穫祭だ!!	・だいこんの収穫 ・焼いも大会 ・ひんのべ交流会
12 月 2 日(土)	そば打ちをして食べよう ～そばを打つのは大変だ～	・そば打ち体験
12 月 16 日(土)	「ペッタン ペッタン」もちをつこう! ～収穫したお米でもちつきだ～	・もちつき大会
1 月 13 日(土)	竹をけずって何かを作ってみよう! ～竹で作るのはむずかしいよ～	・竹細工
2 月 17 日(土)	もう卒業なの。さみしいネ! ～ありがとうございました～	・卒業式

※天候等により内容を変更することがあります。

※授業時間は、原則午前9時から11時30分です。